

初めての方必見

ふるさと納税制度の手引き

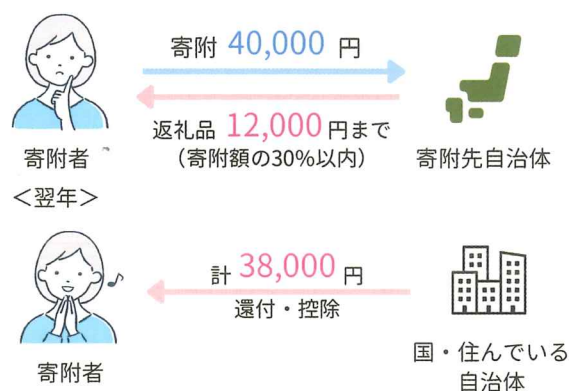
1. ふるさと納税制度とは？

ふるさと納税とは、自分の故郷や全国の応援したい地域に寄附ができる制度です。

寄附金の使い道は選ぶことができ、その地域に貢献することができます。さらに寄附の返礼品として地域の特産物などが貰え、2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられる魅力的な仕組みです。

ふるさと納税の仕組み

例：ふるさと納税で40,000円の寄附をした場合



2. ふるさと納税の4つのメリット

Point 01

税金還付・控除が受けられる

控除上限額内で寄附すると、合計額から2,000円を引いた額は所得税の還付・住民税の控除を受けられます。



Point 02

お礼の品が貰える

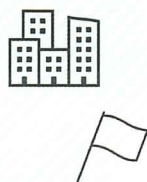
ふるさと納税で寄附すると、寄附への感謝として、その自治体の特産品や名産品等が返礼品として贈られます。



Point 03

全国の応援したい自治体に寄附・貢献ができる

自身の出身地に限らず、好きな自治体に寄附や貢献ができます。



Point 04

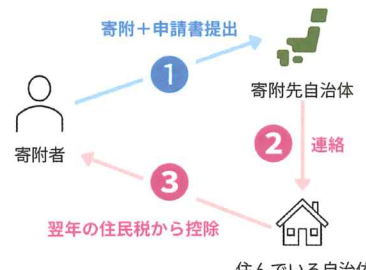
寄附金の使い道を指定できる

寄附金の用途を選べる自治体もあり、この観点からどの自治体に寄附をするか選ぶこともできます。



3. 税額控除の手続き

控除を受けるためには「ワンストップ特例制度」の申請または「確定申告」のいずれかの手続きが必要です。自分にあった控除手続きを行いましょう！

	ワンストップ特例制度	確定申告
対象・条件	＜両方当てはまる方＞ - ふるさと納税以外の確定申告が不要な方(会社員などの給与所得者) - 年間寄附先が5自治体以内の方	＜いずれかに当てはまる方＞ - ふるさと納税以外の確定申告が必要な方(自営業や高所得者の方など) - 年間寄附先が6自治体以上の方
寄附先の数	年間5自治体まで	制限なく複数自治体に寄附可能
申請方法	寄附ごとに、各自治体に申請書と本人証明書類を提出 	年に一度、税務署に寄附金受領証明書と確定申告書類を提出 
控除の仕組み	住民税から全額控除（減額）	所得税からの還付・住民税からの控除
申請期限	申請書の提出期限：寄附翌年の1月10日必着	確定申告の期限：寄附した翌年の3月15日

--- 控除額の目安 ---

寄附金の控除額は、「所得税の還付額」「住民税（基本分）の控除額」「住民税（特例分）の控除額」の3つの合計金額となります。
以下に具体的なテストケースをご紹介します。

case1

家族構成：独身

年収：500万円

控除上限目安： **61,000** 円



case2

家族構成：夫婦(共働き)+子2人(0～15歳)

年収：1,000万円

控除上限目安： **182,600** 円



※金額はすべて目安額となります。具体的な計算は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

参照 全額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安

ふるさと納税を行う方 本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成			
	独身又は共働き	夫婦	夫婦+子1人 (高校生)	夫婦+子2人 (大学生と高校生)
300万円	28,000 円	19,000 円	11,000 円	-
500万円	61,000 円	49,000 円	40,000 円	28,000 円
800万円	129,000 円	120,000 円	110,000 円	85,000 円
1000万円	180,000 円	171,000 円	157,000 円	144,000 円
1500万円	395,000 円	395,000 円	377,000 円	361,000 円
2000万円	569,000 円	569,000 円	552,000 円	536,000 円
2500万円	855,000 円	855,000 円	835,000 円	817,000 円